

# 災害時安否確認および緊急時連絡マニュアル

一般社団法人福島県臨床検査技師会

災害対策マニュアル作成委員会

# 災害時安否確認および緊急時連絡の指針

## 1. 基本理念・目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した『東日本大震災』は、多くの犠牲者と避難者を出し、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大災害となった。

特に福島県民にあっては「福島第一原子力発電所事故」により、突然の避難を命ぜられ、避難する場所さえ不明のまま四方八方に逃げ惑うこととなった。会員の安否を確認することさえ難しい状況に陥り、災害時の情報収集がいかに困難かを痛感した。

そこで一般社団法人福島県臨床検査技師会(以下、福島臨技という)では『東日本大震災』および「福島第一原子力発電所事故」による情報網の混乱を教訓として、「安否情報確認メール」「緊急連絡メール」のシステムを構築した。目的としては災害発生時における適切な支援・救済活動を展開するための情報収集ならびに緊急連絡の必要性を認めた際の情報発信に利用するものとする。

## 2. 概要

福島臨技は安否情報確認・緊急連絡システム（以下、本システムという）への登録に関する事項に同意した会員の情報を本システムに登録し、その情報を基に登録者リストを作成する。災害発生時および緊急時には本システムを利用し、会員の安否・会員施設の被災状況等の情報収集、さらには緊急時の連絡等に活用する。これらの情報を基に適切な支援・救済活動等が講じられるよう行動する。

## 3. 仕組み

### (1) 災害発生時および緊急時」の定義

この事業の対象となる「災害発生時および緊急時」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- ①大規模災害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき。
- ②県会長が緊急事態と判断した場合。

### (2) 本システムへの登録および登録者リストの作成

#### ①施設責任者(所属長)

- ・会員施設のメールアドレスを福島臨技ホームページの本システムフォームから登録申請する。

- ・施設責任者(所属長)は率先して自身のメールアドレスを登録申請するように心掛け、会員への登録を促すこと。
- ・個人登録されていない会員については、それぞれの施設責任者(所属長)が、当該会員の安否について確認し得る手段を講じておくことが望ましい。

## ②会員

- ・福島臨技ホームページの本システムに個人メールアドレスを登録する。もしくは登録申込書(同意書)を県事務局に提出する。

\*福島臨技は登録された情報を基に登録者リストを作成する。このリストは災害発生時および緊急時の他、平常時の訓練等でも使用することができる。

## (3) 登録者リストの管理、変更・更新および登録解除について

### ①管理

- ・登録者リストの管理者を県会長とし、個人情報保護法に基づき厳重に管理する。
- ・登録者リストの管理者に人事等の変更があった場合は、速やかにパスワード等の変更等、管理者変更に伴う処理を行う。

### ②変更・更新

- ・登録内容に変更等が生じた場合は、登録者が福島臨技ホームページの本システムフォームより変更等を行う。もしくは県事務局に変更・更新依頼書を提出する。

### ③登録解除

- ・本システム登録会員が登録解除を希望する場合は、福島臨技ホームページのシステムフォームより解除申請を行う。もしくは県事務局に解除依頼書を提出する。

## (4) 安否情報確認メール、緊急連絡メールの配信および確認について

- ①災害発生時および緊急時に県会長の指示の下、本システムを用いて安否情報確認メール等を配信する。
- ②本システムに登録した会員または施設責任者(所属長)は、配信されたメールの確認事項等にチェックを入れて返信する。

## (5) 情報の集計・報告

本システムから得られた情報は、県事務局長が中心となって各支部単位で集計し、福島臨技会長および各支部長に報告する。さらに各支部長は、連絡の取れない施設責任者(所属長)に、各所属会員の安否確認等を行い、県事務局にフィードバックする。

(6) その他

会員に対し緊急連絡事項等が生じた場合は、県会長の指示の下、本システムを活用し必要な情報の発信を可能とする。

4. 附則

平成 28 年 1 月作成

本マニュアルは、福島臨技安否情報確認・緊急連絡システムの活用に当たり策定したものである。